

令和6年度 保育所等入園のご案内

ずいじ
(随時申込について)



シマイヌくん

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）に

- 認可保育園、認定こども園の保育園部、地域型保育事業所（21ページの一覧参照）へ新規に入園希望がある。
- 上記施設へ現在通園中で上記の他施設に転園希望がある。

申込期限：入所希望月の3ヵ月前の月末までに、市役所（保育支援課）又は各支所で受付をしてください。

（例：令和6年7月入園⇒令和6年4月末日締め切り）

選考結果：希望月の2ヵ月前の末日までに発送予定

- 幼稚園、認定こども園の幼稚園部へ入園希望がある。
- 認可外保育施設へ入園希望がある。

施設へ直接申込をしてください。

※申込書類、提出時期については各施設にお問い合わせください。

島 田 市

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・P2～5
2. 申込から入園まで・・・・・・・・P6
3. 提出書類(申込書類の様式)について・・P7
4. 保育料について・・・・・・・・P8～9
5. 入園後の注意事項等・・・・・・・・P10
6. その他の保育事業・・・・・・・・P11
7. よくある質問と回答・・・・・・・・P12～19
8. 保育所等一覧・位置図・・・・・・・・P21～22

申込書類提出の際には、「マイナンバー」を様式③「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童台帳）」へ記入し、必要な添付書類が全て揃っていることを確認の上で来庁者自身の「顔写真つき身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）」をお持ちになり窓口へお越してください。

記載漏れや修正が多く、窓口でお時間がかかる場合は、一旦受付を中止し、再提出をお願いすることになりますのでご承知おきください。次にお待ちの方の受付を先に行うためご理解をお願いいたします。

1. はじめに

(1) 認可保育園、認定こども園の保育園部、地域型保育事業所（以下「保育所等」といいます。）の見学

保育所等では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。お申込の前に、入園を希望する施設に事前連絡の上、お子さんを連れて保育の様子などを見学しておくことをお勧めします。

(2) 保育料以外の費用負担

制服や保育用品、遠足等の行事、延長保育料など保育料以外の実費負担があります。詳しくは入園を希望する施設へ事前に確認してください。

(3) 保育所等の休園日等（園により異なります。）

休園日は、①日曜日、②国民の祝日、③12月29日～1月3日、④保育所等が定める日等となります。また、8月13日から15日を含む1週間は「希望保育」となります。

土曜日は時間を短縮して保育していますが、保護者が休業日で家庭での保育ができる場合には、預かりは行いません。

(4) 慣らし保育（入園後に行います。）

当初1週間程度は午前中の保育となり、その後2～3週間で1日保育への移行を完了します。なお、お子さんの年齢や保育所等によって期間等は異なりますので、施設関係者と相談しながら慣らし保育の終了時期を決めてください。

この期間は、お迎えの時間が早くなります。あらかじめ勤務先等の理解を得ておくようにしてください。

(5) 特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申込前に保育支援課へ必ず相談してください。また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合は、様式⑫「新入園児調査票」に必ず記入してください。

(6) 令和6年度年齢別クラス

令和6年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。

クラス	生 年 月 日
0歳児	令和 5 (2023) 年4月2日 ～
1歳児	令和 4 (2022) 年4月2日 ～ 令和 5 (2023) 年4月1日
2歳児	令和 3 (2021) 年4月2日 ～ 令和 4 (2022) 年4月1日
3歳児	令和 2 (2020) 年4月2日 ～ 令和 3 (2021) 年4月1日
4歳児	平成 31 (2019) 年4月2日 ～ 令和 2 (2020) 年4月1日
5歳児	平成 30 (2018) 年4月2日 ～ 平成 31 (2019) 年4月1日

(7) 保育所等を利用するためには

子どもの年齢、保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。
「認定証」が交付されます。

子どもの年齢	保育を必要とする		保育を必要としない	
	認定区分	教育・保育の必要量	認定区分	教育・保育の必要量
3歳未満	3号認定	保育標準時間	/	
		保育短時間		
3歳以上	2号認定	保育標準時間	1号認定	教育標準時間
		保育短時間		

※保育所等を利用する場合、「2号認定」または「3号認定」が必要です。

※「保育標準時間」と「保育短時間」は、保育所等を利用できる時間が異なります。

(8) 保育の必要量

保護者の就労時間等により、保育所等を利用できる時間が決まります。

・「保育標準時間」・・・最大11時間/日 利用可能

※概ね週30時間（おおよそ120時間/月）以上の就労等

・「保育短時間」・・・最大8時間/日 利用可能

※64時間/月～週30時間（おおよそ120時間/月）未満の就労等

認定された時間は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。
実際に保育を必要とする時間（就労時間+送迎時間）で施設をご利用ください。

(9) 入園の対象となる児童

保育所等は誰でも利用できるわけではありません。子どもの保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合に入園の対象となります。

- ① 労働することを常態としていること。（64時間/月以上の労働時間が必要です。）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
※産前産後の保育は、期間限定の利用になります。出産予定日の6週間前の属する月の1日から、産後8週間後の日の翌日の属する月までとなります。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校等に在学している又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業前に既に保育所等を利用しており、継続利用が必要と認められること。
※育児中（復帰しない場合）は新規入園の申込はできません。
- ⑩ 前各号に類する状態にあると認められること。

※入園後も毎年現況の確認を行います。

(10) 施設の種類

①保育園とは（利用児童：2号・3号（0～5歳児））

保育園は、子どもの保護者が働いていたり、病気にかかっていたりという理由等により日中の保育ができない場合、保護者に代わってその子どもを保育する施設です。ご家庭での保育が可能な場合は対象とはなりません。

②認定こども園とは（利用児童：1号・2号・3号（0～5歳児））

1つの施設で幼稚園と保育園の両方の機能を持ちます。そのため、保育を必要とする子どもと保育を必要としない子どもが同じ施設内で教育・保育を受けます。

③地域型保育事業所とは（利用児童：3号（0～2歳児））

平成27年度の国の子ども・子育て支援新制度により創設され、市の認可基準を満たした0～2歳児を対象に少人数の保育を行う施設です。島田市の地域型保育事業所は以下の3つの分類があります。

- ・家庭的保育事業

5人以下の子どもを対象に家庭的な雰囲気の中で保育します。

（かていdeほいく そら）

- ・小規模保育事業

19人以下の保育施設で、職員配置の違いによりA型、B型、C型の3つの類型があります。規模の特性を生かした保育を実施しています。

（A型：しまだなごみ保育園、島田のんのん保育園、すばるKaKa保育園、保育所きぼう島田初倉園、かなで保育園）

（C型：こっこ保育園）

- ・事業所内保育事業

事業所の従業員の子どもと一緒に地域の子どもにも保育を実施します。

（あみい保育園、こらいと島田）

○企業主導型保育施設のご案内

企業主導型保育事業は、認可外でありながら認可保育所並みの基準を満たしているものとして国が認めた施設です。企業が整備・運営する施設ですが、地域の子どもも利用できます。利用申込及び詳細については各施設（P11）へお問い合わせください。

○幼稚園（認定こども園の幼稚園部を含む）の預かり保育のご案内

幼稚園では、ほとんどの園で預かり保育を実施しています。（※土、日、祝日を除く。）満3歳児以上の申込にあたっては、幼稚園の利用もぜひご検討ください。

預かり保育とは、教育時間（概ね10:00～14:00）の前後に延長して行う保育のことをいいます。また、3～5歳児の預かり保育の利用については、施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受け、かつ施設が受入可能であれば、無償化の対象となります。

保育時間等は施設により異なりますので、詳細については各施設へお問い合わせください。

☆特にご注意いただきたい事項

- 保育所等の入園希望者が入園可能人数（受入枠）を超過する場合、選考により入園ができない場合があることを十分ご了承の上、書類提出をお願いします。ご提出いただいた申込は令和6年度中のみ有効です。
- 令和6年度の受入枠は、各保育所等の保育士の配置状況により受入ができる人数から、現在通園している児童の進級状況等により空きのできた分となります。
- 選考において、ご家庭の状況が同程度の場合は入園希望月の早い児童を優先します。年度後半の入園希望について、入園月変更や入園キャンセル等が例年多い状況です。入園月変更等の場合には入園内定取消し後、随時申込扱いの再選考となります。
- 入園希望月の前々月の下旬まで（例：7月入園であれば5月下旬まで）に選考結果を通知します。
- 必要書類を全てご準備の上、提出してください。また記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類のある場合は、一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。
- 島田市に転入予定の方は、転入時期等を記入する様式⑬「転入等に関する調査書」が申込時に必要となります。
- 市外の保育施設の利用を希望する場合は、施設の所在する市区町村の保育担当課に連絡し、あらかじめ締切日や必要書類をご確認の上、その締切の10日前までに島田市へ申込書類を提出してください。
- 書類受付後、幼稚園への通園決定や転出などにより申込を取り下げの場合、また申込内容に変更が生じた場合は速やかに保育支援課までご連絡ください。
- 自ら希望した園にも関わらず、正当な理由なく入園をキャンセルする行為は、他の申込者への迷惑となります。確実に通園可能な園を記載していただくようご理解をお願いします。
- 申込時にわからなかった病気等により、実際に入園する際に行う面談によって特段の配慮や対応が必要であると判明し、施設の人員配置等により保育の安全(他児童を含む)の確保が困難となりその対応ができない場合、その施設には入園できない可能性があります（一旦保留し、再選考となります）。

2. 申込から入園まで

○ 認定申請書・保育所入園申込書類様式の配布期間

↓
令和5年11月1日（水）～

（土日祝祭日を除く8時30分～17時00分）

配布場所：島田市保育支援課、金谷地域総合課、川根地域総合課

※島田市ホームページからダウンロードもできます。

○ 受付

↓
提出場所：島田市保育支援課、金谷地域総合課、川根地域総合課

（土日祝祭日を除く9時00分～17時00分）

※保育所等では、書類配布・申込受付を行いません。

※電子での申請はできません。

※先着順ではありません。

※書類の提出漏れ・不備のある場合は選考対象となりません。チェック表をよく確認の上、必要な書類を全て準備してから提出してください。

○ 認定証の通知、入園一次選考通過または入所保留の通知

↓
入園希望月の前々月の下旬までに発送予定

※申請受付から認定通知までの事務処理期間は通常30日以内ですが、選考という特殊な作業により審査事務が集中し時間を要するため上記の時期となることと、通知予定時期は審査状況により多少前後することがあることをご了承ください。

※保育所等の入園希望者が定員を超過する場合、ご提出いただいた所定の書類をもとに選考を行います（利用調整基準は市HPに掲載しています）。

※通知に同封する認定証は「2号認定」または「3号認定」、「保育の必要量」を認定するもので、保育所等の入園内定を表すものではありません。

○ 内定後に必要な書類の提出

↓
入園一次内定の通知にてお知らせします。

○ 保育所等での親子面接

↓
入園月の前月中旬までに利用予定施設において親子面接を実施します。

○ 入園承諾

入園月の上旬に利用施設を通じて保育料決定通知書（0～2歳児クラスのみ）及び入所承諾書を配布します。

3. 提出書類（申込書類の様式）について

※書類の記入には、消えないボールペンを使用してください。

- ① 保育所等入園申込書類チェック表 ※児童1人につき1枚
ご提出いただいた所定の書類からのみ選考いたします。提出漏れのないようチェック表で確認の上、ご提出ください。
- ② 保育所等の入所に関する同意書 ※児童1人につき1枚
内容をよく確認の上、署名願います。
- ③ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童台帳） ※児童1人につき1枚
保育料算定のため、同居していない子ども（大学生等）がいる場合は家族構成に含めて記入してください。
- ④ 同居以外の祖父母の状況 ※児童1人につき1枚
児童の養育環境の確認に必要ですので、離別・死亡の理由以外は必ず全員分を記入してください。
- ⑤ 入園検討可能施設調書 ※児童1人につき1枚
入園検討可能施設を全て（ただし通える範囲のみ）記入してください。
- ⑥ 市外保育所等利用申出書 ※児童1人につき1枚
島田市外の保育所等への利用を希望する場合のみ。
- ⑦ 令和6年度入園者選考調査票 ※児童1人につき1枚
- ⑧ 就労証明書（会社等にお勤めの方） ※保護者1人につき1枚
島田市では国標準様式（簡易版）を使用します。
発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備ください。
- ⑨ 就労状況申告書（個人事業主の方） ※保護者1人につき1枚
確定申告書（第一表及び第二表）の写しを添付してください。
- ⑩ 求職活動状況申告書（求職中の方） ※保護者1人につき1枚
求職中として申込をする場合のみ。
- ⑪ 申立書（就労・求職以外の方） ※保護者1人につき1枚
就労及び求職以外で申込をする場合のみ。
- ⑫ 新入園児調査票 ※児童1人につき1枚
申込時点のお子さんの状況について詳細に記入してください。
- ⑬ 転入等に関する調査書 ※1世帯につき1枚
申込時点で島田市以外の在住者で入園希望月までに転入される場合のみ。
- ⑭ 在園証明書 ※児童1人につき1枚
認可外保育施設、島田市外の保育所等に通園中の場合提出。

様式⑧・⑨について、
詳細はP15のQ&A
をご覧ください。

添付書類：母子手帳（写）、診断書または障害者手帳（写）等 ※1世帯につき1枚
出産・傷病・介護・就学を理由に入園を希望する方は、⑪申立書に記載のある各種
証明書類を添えて提出してください。その他、認可外保育施設利用等に関して該当
のある世帯は、内容を証明できる書類を必ず提出してください。
※提出のない場合は選考対象となりません。

4. 保育料について

保育料は、原則として児童の父母（父母の課税状況によっては同居の祖父母の場合もあります。）の市民税額等により決定されます。父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため児童の年齢の最高額の保育料を納めていただく場合がありますのでご注意ください。修正申告等により市民税額が変更となった場合や世帯を別にしている子どもがいる場合には、保育支援課に申し出てください。

また、島田市では平成 29 年 9 月より、同一生計であれば、上の子が何歳でも第二子は半額、第三子以降は無償としています。

平成 27 年度から始まった子ども子育て支援新制度では、保育園、認定こども園、新制度に移行する幼稚園、地域型保育所（小規模、事業所内保育所など）の保育料は、国が定める額を限度として市が設定します。料金表は次のページをご覧ください。

◎幼児教育・保育無償化について（令和元年 10 月～）

3～5 歳児のすべての子どもと、0～2 歳児の住民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償となりました。

※幼稚園、認可外保育所等も無償化の対象となります（上限あり）。

※保護者が実費で支払う費用（通園送迎バス代、主食費、行事費等）及び 3～5 歳児の副食費（おかず・おやつ）等、保育料に含まないものは無償化の対象外となります。

◎保育料設定の考え方

① 応能負担とします。

国は、「新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）」としており、本市においても応能負担とします。

② 階層区分の税額を市民税額とします。

国は、現行の階層区分を基本として、市町村民税額を基に階層区分を設定しており、本市においても階層区分の税額を市民税額とします。決定する際の市民税所得割額については、調整控除以外の税額控除（寄付金控除・住宅ローン控除等）は反映しない金額とします。

③ 保育料算定の時期

4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分は当年度の市民税額をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

◎保育料の支払方法

保育所の場合は、原則として月末に口座振替にて島田市が徴収します。認定こども園及び地域型保育事業の場合は、施設へ直接支払います（支払方法や時期については施設により異なります）。

※保育料決定通知は、入園月の初旬に施設を通して配布します。個人情報保護の観点から、お電話でのお問合せの場合は金額をお答えできません。

○参考：令和5年度島田市保育料（※令和6年度も使用予定）

- ・島田市では、国が定めた基準額より軽減した保育料を設定しています。
- ・1号認定は新制度に移行した幼稚園・認定こども園（幼稚園部）、2・3号認定は保育園・認定こども園（保育園部）・地域型保育事業所に通園する子どもの保育料です。

階層区分	定 義	3号認定		2号認定	1号認定	
		0～2歳児		3～5歳児		
		標準時間	短時間			
A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0	0	無 償 化	無 償 化	
B	市民税非課税世帯	無 償 化				
C	市民税所得割非課税世帯	11,600 (5,800)	11,400 (5,700)			
D1	市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市民税所得割額が 15,000円未満の世帯	12,600 (6,300)			12,300 (6,150)
D2		15,000円以上 32,000円未満の世帯	14,600 (7,300)			14,300 (7,150)
D3		32,000円以上 48,600円未満の世帯	16,600 (8,300)			16,300 (8,150)
D4		48,600円以上 60,000円未満の世帯	23,000 (11,500)			22,600 (11,300)
D5		60,000円以上 77,101円未満の世帯	25,000 (12,500)			24,500 (12,250)
D6		77,101円以上 84,000円未満の世帯	27,000 (13,500)			26,500 (13,250)
D7		84,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000 (14,500)			28,500 (14,250)
D8		97,000円以上 115,000円未満の世帯	32,000 (16,000)			31,400 (15,700)
D9		115,000円以上 133,000円未満の世帯	35,000 (17,500)			34,400 (17,200)
D10		133,000円以上 151,000円未満の世帯	38,000 (19,000)			37,300 (18,650)
D11		151,000円以上 169,000円未満の世帯	41,000 (20,500)			40,300 (20,150)
D12		169,000円以上 211,201円未満の世帯	43,000 (21,500)			42,200 (21,100)
D13		211,201円以上 257,000円未満の世帯	45,000 (22,500)			44,200 (22,100)
D14		257,000円以上 301,000円未満の世帯	48,000 (24,000)			47,100 (23,550)
D15		301,000円以上 333,000円未満の世帯	58,000 (29,000)			57,000 (28,500)
D16		333,000円以上 365,000円未満の世帯	62,000 (31,000)	60,900 (30,450)		
D17		365,000円以上 397,000円未満の世帯	67,000 (33,500)	65,800 (32,900)		
D18		397,000円以上	72,000 (36,000)	70,700 (35,350)		

備 考

- ①（ ）内の金額は、第二子の児童の保育料です。第三子以降の児童は無料です。第何子の数え方は子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数えます。
- ②母子・父子世帯又は在宅の障害を有する者のいる世帯の保育料は次のとおりとなります。B・C階層は0円、3号認定のD1～D5階層は、標準時間5,800円、短時間5,650円。D1～D5階層の第2子以降は無料とします。
- ③この保育料のほか、各施設において給食費などの実費徴収やバス代などの特定負担及び延長保育料等がある場合があります。
- ④満3歳に到達し、3号認定から2号認定に切り替わっても、その日の属する年度中の保育料は、引き続き3号認定の保育料を適用します。
- ⑤子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、各園が定めます。

5. 入園後の注意事項

(1) 各施設でのきまりを守ってください

① 保育時間

保護者の就労など家庭で保育ができない時間において、各施設の開所時間内で、保育者が保護者に代わって保育します。

就労の場合は、「就労時間+送迎時間」が保育時間となります。

※就労以外の場合は、それぞれ必要性に応じた保育時間となります。

② 送迎ルート等

園が指定する駐車場を利用するとともに、送迎ルートが定められている場合がありますので、園のルールに従ってください。

(2) 異動等の届出

住所、電話番号や勤務先を退職、変更または世帯構成の異動（結婚（事実婚の同居人含む）、離婚、別居）、出産等、入園申込時の家庭の状況に変更が生じた時は、その都度速やかに通園施設及び保育支援課に申し出るとともに、新しい就労証明書等、必要な書類等を提出してください。

(3) 退園

次のような場合は退園していただきます。保育園に申し出るとともに、保育支援課で退園手続きを行ってください。

① 家庭で保育できるようになった場合

（保育を必要とする要件に該当しなくなった場合）

- ・仕事を退職または休職した場合
- ・疾病、負傷等が回復した場合
- ・同居の要介護者の介護が不要になった場合 等

② 島田市から他市町村へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは通園できますが、継続して同じ保育園を利用する場合は、転出先の市町で改めて手続きする必要があります。

ただし、転出先の市町の取り扱い、島田市内の待機児童の状況等により市外から同じ保育園の利用ができないことがあります。

(4) 保育料の納付

保育料は決められた期日までに必ずお支払いください。納付が遅れると延滞金が発生する場合があります。納め忘れがないように原則、口座振替にてお支払いしていただきます。

6. その他の保育事業

(1) 一時預かり

保護者に下記のような事情があるときなどに、保育所等に通っていないお子さんを一時的に預かり、必要な保育を行います。（1回の利用：1時間～1日）

- ① 保護者の週2、3日程度の就労など
- ② 保護者の病気、出産、冠婚葬祭など
- ③ 保護者の育児疲れの解消など

☆一時預かり実施園

こばと保育園、大津保育園、五和保育園、神谷城保育園、金谷中央保育園、島田ゆりかご保育所、かわね保育園、しまだなごみ保育園、こらいと島田、あみい保育園

※受付時期や空き状況、料金等は各施設で異なりますので、申込手続・料金の支払方法等もあわせて施設に直接お問い合わせください。

(2) 病児保育・病後児保育

市内に住む小学校6年生までのお子さんで、病中または病気やけがの回復期にあって、保護者が就労等の理由により保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりする「病児保育」「病後児保育」を実施しています。

☆病児保育の実施園…リバティ病児保育室え～ら（河原一丁目3-38 TEL39-3777）

※感染症のうち、麻疹のお子さんはお預かりできません。

☆病後児保育の実施園…島田聖母保育園、初倉保育園、五和保育園、大津保育園

※感染症のお子さんはお預かりできません。利用するには登園許可書が必要となります。

※利用するには、事前の登録や予約、医師の診療が必要になります。

申込及びお問い合わせは、実施している各施設へお願いします。

※当日のお子さんの状況によっては、お預かりできない場合があります。

(3) 認可外保育施設

国や県が認可した保育所等以外の保育施設を、認可外保育施設と呼びます。認可保育所と同じく通常の保育を行う施設、一時預かりを主とする施設、特定企業の従業員のみを対象とした保育施設など、認可外保育施設にはさまざまな形態があります。

☆市内の認可外保育施設（事業所内施設等は除きます。）

- ① 島田市こども館児童一時託児（本通三丁目おびりあ4F TEL0547-34-3341）
- ② 託児所キューピット（道悦二丁目9-16 TEL0547-35-7217）
- ③ キッズライン（ちょこっと：東町 TEL080-6942-3337）
- ④ 親子サポートLapis（本通五丁目2-2 TEL090-1622-0566）

☆市内の企業主導型保育施設

- ① プティ島田園（南二丁目3-26 TEL0547-54-5277）
- ② 島田ほのす保育園（阿知ヶ谷148-3 TEL0547-39-7870）

※申込及びお問い合わせは、各施設へお願いします。

7. よくある質問と回答 (Q&A)

カテゴリー	ページ	クエスチョンナンバー
申込・結果に関すること	P12~13	Q1~8
就労・求職・育休に関すること	P13~14	Q9~14
就労証明書・自営業に関すること	P14~15	Q15~21
住所・引っ越しに関すること	P16~17	Q22~25
その他	P17~19	Q26~37

～申込・結果に関すること～

Q1. 申込をすれば必ず入園できますか？

保育園入園は先着順で決定しますか？

必ず入園できるとは限りません。入園希望者が受入枠を超過した場合は、提出いただいた書類から選考となりますのでご了承の上で申込をしてください。また、期間内であれば入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

Q2. 選考結果はどのように連絡がありますか？

入園希望月の前々月の下旬までに通知を発送する予定です（例：10月入園希望の場合、8月下旬頃までに発送）。入園調整の状況により多少前後することがありますので、ご了承ください。

※希望月選考で保留となった後の再選考では、入園可能となった場合のみ通知します。

Q3. 第1希望のみとしている申込者が優先されますか？

希望の園が1つのみだからと言って優先することはありません。いくつか園を希望し、選考の結果、複数の保育所等で利用が可能となった場合には、希望順位が最も高い園を内定とします。

Q4. 申込をして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことは可能ですか？

保留通知後に希望園を増やすことは可能ですが、一次選考後の再選考の扱いとなるため、追加した希望園は、既に空き枠がないことも考えられます。そのため、最初の申込段階で希望園をできるだけ多く記載することをお勧めします。

しかしながら、例年「第1希望ではない園だった」、「思ったよりも遠かった」などの理由でキャンセルするケースが見受けられます。このような正当な理由のないキャンセルは、受入準備を進めていた施設はもとより、本当にその園を利用したい方にとって多大な迷惑となってしまいます。希望園については送迎ルート等を十分検討したうえで、できるだけ多く、かつ確実に通園できる園を記載してください。

Q5. 内定後、入園時期や園の変更はできますか？

保育園では、保育士数・施設条件等から1年を通じた児童受入れを計画・調整・決定しているため、認められません。内定取消し・再選考となりますので、入園時期や希望園をしっかりと決めたいうえで、申込をしてください。

Q6. 兄弟姉妹は優先して同じ園にしてもらえますか？

できる限り兄弟は同じ保育所等になるように配慮はいたしますが、申込状況により難しい場合があることをご理解の上で申込をしてください。

Q7. 出産（産前産後）で申込をすると必ず入園できますか？

出産を理由とした申込については、保育を必要とする程度が高まるため優先的に選考しますが、必ず入園できる訳ではありません。切迫早産等の疾病による特段の事情がある場合は別途ご相談ください。

Q8. 産前産後のため入園した後、引き続き在園することはできますか？

入園は期間限定の取扱いとなるため、期間終了時には原則退園となります。事情により継続を希望する場合は、別の保育事由としての申込となりますので、希望月の3ヶ月前の月末までに改めて申込書類一式を提出してください（随時申込扱いとなります）。例えば6～9月が産前産後で認められた期間であり、10月以降も継続して通園希望である場合は、7月末が書類提出期限となり、8月下旬頃までに結果が発送されます。

～就労・求職・育休に関すること～

Q9. 求職中でも申込をすることはできますか？

申込は可能ですが、選考により入園できない場合があることをご了承ください。提出書類としては、様式⑩「求職活動状況申告書」が必要となります。また、求職中として入園した場合、一定期間内（原則として3ヶ月以内）に就労証明書等の提出がないときは退園していただきます。

Q10. 求職中で兄弟2人の同時申込をして、1人だけ入園決定した場合、もう一方の子が入園できるまで就労せずに在園可能でしょうか？

入園できなかった児童を親族・認可外保育施設等に預けるなどして、一定期間内に就労していただきます。

Q11. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となったため、保育の必要性がなくなり退園となります。ただし、その後すぐに求職活動をする場合は、一定期間（原則として3ヶ月以内）の通園が可能です（期間内に新たな就労証明書を提出していただかなければ退園となります）が、手続きの必要がありますので、その際は保育支援課までお問い合わせください。

Q12. 入園後に育児休業を取得した場合、継続して通園することはできますか？

島田市では、平成28年度よりすべての歳児で育休取得時の継続在園が可能となりました。また、自営業等で法に基づく育休制度がない場合でも、産後1年以内に就労（元の職場への復帰、または新たな職場でも可）すれば継続在園が可能です（就労しない場合は退園となります）。

Q13. 育休中でも入園申込はできますか？また、下の子の育休中でも上の子の入園申込はできますか？

入園希望月を育休復帰予定月または前月とする場合のみ申込ができます。また、下の子との同時入園の場合は申込ができます（下の子が育休中のままで上の子だけ入園、という申込はできません）。また、入園日は毎月1日付けとなるため、月途中からの入園はできません。

入園後、基本的に1ヵ月半以内に職場復帰していただくこととしていますので、事前に職場へ復帰が可能かどうかご確認の上で申込をしてください。

Q14. 令和5年度中に育休期間が終了する場合、この申込とは別に申込が必要でしょうか？

令和6年度の入園希望月まで育休の延長をしなければならない場合、育休期間が終了する前に延長の手続きをする必要があります。手続きには、復帰予定月に保育所等へ入所できない旨の通知（保留通知）の添付が必要な場合がありますが、事前に市へ申込をしていない場合、保留通知は発行できませんので、お勤め先に育休延長の手続きについて事前にご確認いただくようお願いいたします。

令和5年度中の入所申込が必要となった場合は、一斉申込にあわせて随時申込の書類を別途提出することとなります。一斉との同時申込であれば、就労証明書等の共通する一部の様式については随時申込の分を省略できます。

～就労証明書・自営業に関すること～

Q15. 様式⑧「就労証明書」と様式⑨「就労状況申告書」の違いは何ですか？

会社員や公務員など、給与を受けている方は様式⑧「就労証明書」を、個人事業主として確定申告する方は様式⑨「就労状況申告書」をご提出ください。

■様式⑧「就労証明書」の提出が必要となる方

- ・会社等に雇用されている方（パート、アルバイト、派遣社員等を含む）
- ・法人の役員
- ・自営業、農業の専従者

※様式⑧「就労証明書」はお勤め先に発行を依頼してください。

■様式⑨「就労状況申告書」の提出が必要となる方

- ・個人事業主（いわゆるフリーランスを含む）
- ・農業
- ・内職（業務委託契約の場合）

※様式⑨「就労状況申告書」はご自身で記入してください。また、確定申告書（第一表及び第二表）の写しを添えて提出してください。

Q16. 自営業ですが開業したばかりでまだ確定申告をしていない場合、様式⑨「就労状況申告書」には何を添付したらいいですか？

開業届、業務日報や業務委託契約書の写しなど、実際に就労していることが確認できる書類を添付してください。

Q17. 同居の祖父母の就労証明書や就労状況申告書は必要ですか？

必要ありません。

Q18. 同居の祖父母以外の親族(おじ、おば等)の就労証明書等は必要ですか？

必要ありません。ただし、ひとり親である場合、事実婚の関係がある同居人については、様式⑧「就労証明書」等が必要となります。

Q19. 兄弟同時申込の場合、就労証明書等は何枚必要ですか？

また、放課後児童クラブの申込に使用する就労証明書でもよいですか？

Q15の回答のとおり就労証明書等は保護者1人につき1枚ですが、同時申込の場合、上の子の申込書類に添付していただくため下の子の分は不要です。

ただし、就労証明書等に申込する兄弟全員の氏名等を必ず記載してください。

なお、放課後児童クラブの申込様式の就労証明書は使用できませんので、保育支援課配布の様式⑧「就労証明書」等でのご提出をお願いいたします。

Q20. 出生前の申込で産休・育休期間が未定の場合、就労証明書に正確な期間が記入できないがどうしたらいいですか？また、育休の延長が難しい場合はどうすればいいですか？

現時点の予定での証明をお願いします。

育休の延長が困難な場合は、その理由(代替職員が確保できないため、2年を超過するため、など)を様式⑧「就労証明書」の14.備考欄に記載してもらうようお勤め先に依頼してください(自営業の方は様式⑨「就労状況申告書」の備考欄に記載してください)。就労証明書で確認できる場合に限り、様式⑦「入園者選考調査票」加点減点項目[タ]「育休の延長が困難であり、直ちに復職を希望する」(自営業の方は[チ])が選択可能になります。

ただしこの場合でも必ず入園できるとは限りませんので、通園可能な範囲内でできるだけ多くの希望園を記載いただくことをお勧めします。

Q21. 予定していた育休復帰の時期を早めて申し込む場合はどうすればいいですか？

例えば当初の育休復帰予定が10月であるが、それより前に保育所等に入園できれば復帰を早めるなど、育休の短縮(早期復帰)が可能な場合は、その旨を様式⑧「就労証明書」の14.備考欄に記載してもらうようお勤め先に依頼してください。就労証明書上で確認できる場合に限り、11.復職予定日より1ヵ月半以上前の入園申込が可能となります。

～住所・引っ越しに関すること～

Q22. 単身赴任等により両親が別居していますが、申込には保護者2人分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、2人分の税額が対象となりますか？
7ページ「3. 提出書類について」にあるとおり、様式⑧・⑨・⑩・⑪はそれぞれ必要です。また、保育料算定も保護者2人分の税額が対象となります。

Q23. 転居(市内)予定の場合、どのように記入したらいいですか？
様式③「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童台帳）」の住所欄に今の住所、新住所欄に転居先の住所・転居予定日をご記入ください。また、家族構成は入園希望月の状態をご記入ください。

Q24. 現在は他市在住ですが、島田市の保育所等に申込をしたい場合はどうしたらいいですか？

■島田市への転入が確定している（島田市内に転入後、市内の園を利用する）場合
島田市の様式で保育支援課まで直接ご提出可能ですが、市町によって対応が異なりますので必ずお住まいの市町にご確認ください。

また、様式⑬「転入等に関する調査書」の記入も必要となります。

※入園は、転入月の翌月以降の希望月からとなります（転入日が1日の場合はその月からの入園が可能です）。

例：4/6に転入→5月以降の入園 8/1に転入→8月以降の入園

※転入が遅れた場合には、入園できなくなる場合があります。

※島田市への直接提出が難しい場合は、お住まいの市区町村の保育担当課を通しての申込となります。島田市の期限までに書類が到着している必要がありますので、10日ほど余裕を持ってお早めにご提出ください。また、島田市へ転入後、改めて島田市への申込手続きが必要となります。

※転入前の自治体において住民税が未申告の方（収入のない方を含む）は、あらかじめ税務担当課にて申告手続きを済ませておいてください。

■島田市へ転入しないまたは転入時期が未定（市外に住んだまま島田市内の園を利用する）の場合

お住まいの市区町村の保育担当課を通しての申込となります（様式はその市区町村のものを利用）。島田市の期限までに書類が到着している必要がありますので、10日ほど余裕を持ってお早めにご提出ください。

※島田市民の方の選考が優先となりますので、ご承知ください。

Q25. 島田市在住ですが、市外の保育所等に申込ができますか？

自治体により取扱が異なりますので、下記いずれの場合も事前に利用希望先の市区町村の保育担当課にお問い合わせの上、提出方法及び期限等を確認してください。

■島田市からの転出が確定している（島田市外に転出後、その市区町村の園を利用する）場合

利用希望先の市区町村への直接提出か、島田市を通しての申込のいずれかとなります。

※直接提出可能な場合はそちらを優先してください（様式はその市区町村のものを利用）。

島田市を通して申込をする場合、転出先の市区町村が設定する期限の10日ほど前までに保育支援課へご提出ください（様式は島田市のものを利用）。

※市区町村によって、独自の書類（転入を証明する書類等）が追加で必要な場合がありますのでご確認ください。

■島田市から転出しないまたは転出時期が未定（島市内に住んだまま市外の園を利用する）場合

島田市を通しての申込となります。利用希望先の市区町村が設定する期限の10日ほど前までに保育支援課へご提出ください（様式は島田市のものを利用）。

※様式⑥「市外保育所等利用申出書」の記入が必要です。

※その市区町村の住民の選考が優先となりますので、ご承知ください。

～その他～

Q26. 介護・看護等で保育を必要としますが、どのような書類が必要ですか？

適正に入園選考をするために、様式⑪「申立書」に加え、各種手帳の写しや診断書等で証明していただきます。

Q27. 様式③「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童台帳）」の家族の状況はいつ時点のものですか？

入園希望月の状況です。（申込時に分かる範囲で結構です。）

Q28. 出生前で名前が決まっていなかった場合はどのように記載すればよいですか？

出生前の申込の場合は、分娩予定日のみ記入し、氏名欄は空欄としてください。

また、母子手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写しを添付してください。

様式⑫「新入園児調査票」については、一次選考通過後の面談時に園へ提出してください。

Q29. 申込後に仕事や家庭の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

就職・退職・転居・結婚・離婚等、申込時点の状況から変化が生じた場合は、速やかに保育支援課まで申し出てください（書類の再提出が必要となる場合があります。また、入園した後も状況の変化が生じた場合は同様に手続きをお願いします）。

Q30. 提出書類を揃えたつもりでしたが、窓口で不足分があると言われました。その場で書けば受付してくれますか？

事業所での証明が必要な様式⑧「就労証明書」以外は、その場で保護者ご本人が記入できれば受付をします。

ただし、不足箇所が多い場合は一旦受付を中止し、別の場所でご記入いただく間に、次でお待ちの方の受付を先に行いますので、ご承知おきください。

Q31. 母子（父子）家庭の場合は何を添付すればよいですか？

児童扶養手当証書、母子家庭等医療費助成金受給者証、戸籍謄本のいずれかの写しをご提出ください。

Q32. 母子（父子）家庭の保育料は無料ですか？

必ずしも無料になる訳ではありません。保護者の収入が103万円未満の場合、同居祖父母の市民税額を参考に保育料が算定されることがあります。

なお、事実婚の関係にある同居人がいる場合は、保護者の収入に関係なく、合算して保育料が算定されます。

Q33. こども園・地域型保育事業所の保育料は誰が決めてどこに払うのですか？

保育料（8～9ページ参照）は市が決定して入園決定月に保護者及びこども園・地域型保育事業所へ通知します。保育料はこども園・地域型保育所へ直接支払うこととなりますので、入園決定後、支払方法については各施設へお問い合わせください。

Q34. 過去・現在に保育料の滞納があるが、入園申込は可能ですか？

申込をすることは可能です。ご家庭の事情を相談の上、分割等でお支払いしていただいている場合もあると思いますが、公平に判断させていただくため選考点に差をつけております事をご了承ください。

Q35. 令和6年度の申込後、今年度中の入園が決まった場合はどうなりますか？

一斉申込とは別の随時申込等で令和5年度中に第一希望の園に決まった場合、令和6年度の入園申込は自動的に取下げとなります。ただし、第二希望以下の園に入園が決まった場合、令和6年4月以降の転園希望の申込への切替えも可能ですが、あらかじめ保育支援課への申出が必要ですのでご連絡ください。

Q36. 入園が保留となってしまいました。子どもの保育ができない等事情がある場合どうしたらいいですか？

保育所等は入園可能定員が決まっており、入園希望者の中から選考せざるを得ない状況である事をご了承ください。

保留となった場合、下記のように対応されている世帯が多いようです。

- ア 育児休業を延長する等、引続き保護者が家庭保育を行なう。
- イ 児童を近親者に預けて就労を始める。
- ウ 児童を認可外保育施設、企業主導型保育所等に預けて就労を始める。
- エ 保育所等の一時預かりを利用する。
- オ イ、エの併用利用。
- カ 職場の理解が得られる等状況的に可能であれば、職場に同伴する。
または職場に託児所がある場合は利用する。
- キ 通園検討可能な希望園を追加する。
- ク 幼稚園に入園し、幼稚園の預かり保育を利用し就労する。

※一時預かりを希望される場合は、事前に各園（11 ページ参照）へお問い合わせください。

※9月中旬～10月中旬に再度次年度の申し込みが行われますので、ご準備をお願いします。

Q37. 転園申込の結果、転園できなかった場合に現在利用している施設に残ることはできますか？

現在利用している施設に残留する場合は、様式⑤「入園検討可能施設調書」の希望最下位に現施設を記載してください。

※地域型保育事業所を卒園予定など、年齢により残留不可能な場合を除きます。

× ㄷ

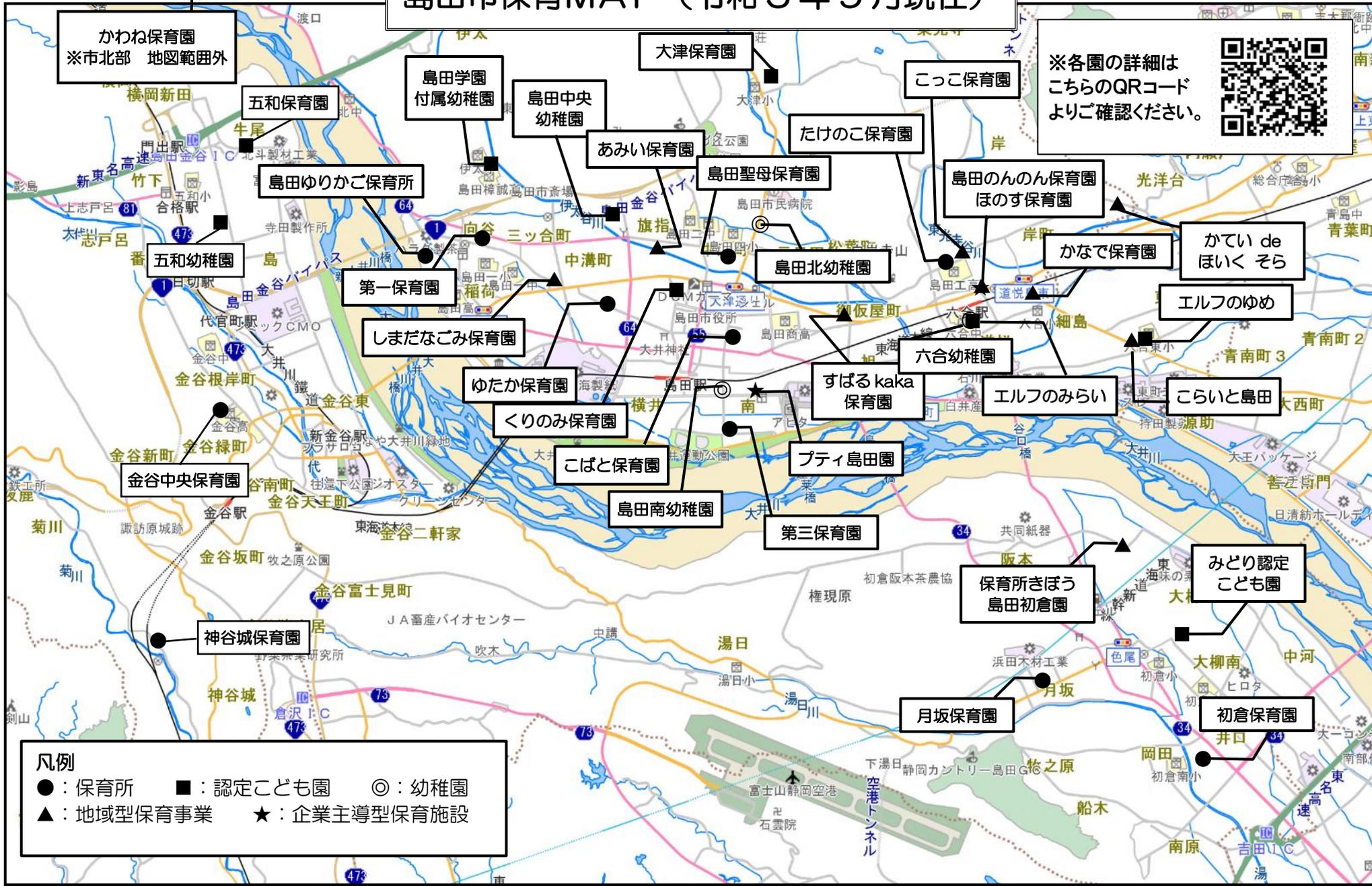
8. 保育所等一覧

令和5年9月現在

施設区分		名称	〒	住所	電話番号 市外局番 0547	定員(名)	開所時間 (月-金)	土曜保育	一時 預かり	備考	
保育所	公	第一保育園	427-0039	向谷四丁目 1084-1	37-2977	120	7:00-19:00	○	—		
	公	第三保育園	427-0017	南一丁目 14-24	37-2734	80		○	—		
	民	島田聖母保育園	427-0041	中河町 344	37-5430	120		○	—		
	民	こばと保育園	427-0056	大津通 12-2	35-5177	50		○	○		
	民	ゆたか保育園	427-0046	若松町 2538-1	35-1176	60		○	—		
	民	島田ゆりかご保育所	427-0039	向谷二丁目 13-48	33-5007	72		○	○		
	民	たけのこ保育園	427-0006	阿知ヶ谷 277	35-0066	50		○	○		
	民	初倉保育園	427-0104	井口 407	38-2525	130		○	—		
	民	月坂保育園	427-0111	阪本 1649-1	38-2977	100		○	○		
	民	神谷城保育園	428-0036	神谷城 1202	45-3240	70		○	○		
	民	金谷中央保育園	428-0019	志戸呂 95	46-0611	90		○	○		
認定こども園 (保育園部)	民	島田中央幼稚園	427-0048	旗指 2888-1	37-2733	80	7:00-19:00	○	—		
	民	みどり認定こども園	427-0102	大柳南 308	38-0057	30		○	○		
	民	くりのみ保育園	427-0042	中央町 13-1	36-3160	70		○	—		
	民	島田学園付属幼稚園	427-0034	伊太 2075-1	37-3252	84	7:30-18:30	○	—	0歳児の受入なし	
	民	五和幼稚園	428-0007	島 550-6	46-3344	30		○	—	0歳児の受入なし	
	民	エルフのみらい	427-0019	道悦二丁目 27-14	35-2136	120	7:00-19:00	○	—	旧六合第一保育園	
	民	エルフのゆめ(分園あり)	427-0011	東町 1210	35-0123	120		○	—	旧六合第二保育園	
	民	大津保育園	427-0008	落合 64-1	39-5953	90		○	○		
	民	五和保育園	428-0006	牛尾 1111	45-3374	300		○	○		
	民	かわね保育園	428-0104	川根町家山 1175-1	53-2142	50		○	○		
地域型 保育	小規模A	民	しまだなごみ保育園	427-0046	若松町 2653-1	39-6577	19	7:00-19:00	○	○	0歳児から2歳児 まで保育
		民	島田のんのん保育園	427-0006	阿知ヶ谷 148-3	39-7328	19	7:30-18:30	○	—	
		民	すばるKaKa保育園	427-0053	御仮屋町 8849-1	39-5490	19	7:30-18:30	○	—	
		民	保育所さぼう島田初倉園	427-0111	阪本 763-2	38-7501	19	7:30-19:00	○	—	
		民	かなで保育園	427-0019	道悦五丁目 19-2	34-3139	14	7:30-18:30	○	—	
	小規模C	民	こっこ保育園	427-0006	阿知ヶ谷 257-9	36-5314	8	7:30-18:30	○	—	
		家庭的	かてい de ほいく そら	427-0005	岸町 1325-2	35-1781	5	8:00-18:00	—	—	
	事業所内	民	あみい保育園	427-0047	中溝町 1713-18	54-5881	19	8:00-18:30	○	○	
民		こらいと島田	427-0011	東町183	39-3028	17	7:00-19:00	○	○		

島田市保育MAP（令和5年9月現在）

※各園の詳細はこちらのQRコードよりご確認ください。



- 凡例**
- : 保育所
 - : 認定こども園
 - ◎ : 幼稚園
 - ▲ : 地域型保育事業
 - ★ : 企業主導型保育施設



島田市緑茶化計画

〒427-8501
島田市中心町 1 番の 1
島田市役所 こども未来部 保育支援課
TEL : 0547-36-7195 FAX : 0547-36-8006
mail : hoiku@city.shimada.lg.jp

令和5年 11 月随時 第 1 版 島田市

あなたの子育てに役立つ情報がいっぱい!

島田子育て応援サイト「しまいく」をチェック!

\\ 島田子育て応援サイト //

しまいく

パソコンはもちろん、スマートフォン、
タブレット端末にも対応。
いつでもどこでも欲しい情報が検索できます。
LINEもスタート!お友達登録しましょう!



子育て情報は でCHECK! URL:www.shimaiku.jp